



契約書のチェックポイント ～トラブルを未然に防ぐためには～

ビジネス現場における契約行為は、双方が合意する意思表示により成り立っています。契約書の記載内容を十分に確認せずに手続きを進めてしまうと、後からトラブルに発展する可能性があります。双方が契約行為において負うべき責任を十分に理解した上で、合意することにより、円滑なビジネスにつなげていくことが肝要であります。

本セミナーでは、契約行為や、契約書で確認すべきポイントとその意味のほか、契約に関する法改正等について、具体的事例を交えながらわかりやすく解説します。

- ◇日 時 令和5年 10月25日(水) 13:30～15:30
◇会 場 ホテル京阪 京都グランデ 2階 光林<南区東九条西山王町 31>
JR 京都駅八条東口から徒歩約 1 分 ※公共交通機関をご利用ください。

◇参加費 無料 ◇定員 70名(先着順)

◇内 容 1. 契約行為とは(成立するタイミング、方法、成立後の考え方)

2. 契約の締結にあたってのチェックポイント

- ・ 賃貸借契約(店舗、事務所を借りる)
- ・ リース契約(設備を借りる)
- ・ 取引基本契約(取引を開始する)
- ・ 商品売買契約(売り買いをする)
- ・ フランチャイズ契約(FCに加盟する)
- ・ 委託・請負契約(仕事を頼む・請ける)
- ・ 秘密保持契約

3. 注目すべき最新の法改正の状況

- ・ 消費者契約法

こんな方にオススメです!

- ・ 契約書に明記すべき内容を確認したい
- ・ 相手先から示された契約書で見るべきポイントを押さえたい
- ・ 契約行為の手段を整理したい

◇講 師 弁護士法人中央総合法律事務所

代表社員 弁護士 小林 章博 氏

京都大学法学部卒業。現在、弁護士法人中央総合法律事務所パートナー(京都事務所代表)弁護士として、会社法分野や金融法分野に関する数多くの案件に取り組む。



◆申し込み方法等◆ 申込締切: 10月20日(金)

- ・ 参加ご希望の方は WEB サイト(下記)もしくはQRコード(右記)からお申込みください。
- ・ 参加証は発行しませんので、当日は直接会場にお越しください。

https://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_119816.html



※体調のすぐれない方につきましては、ご入場をご遠慮いただきますようお願いいたします。

※ご記入いただいた個人情報は、講師に提供するほか、本セミナーの準備・運営、京都商工会議所からの各種案内・連絡に使用します。また、本事業は京都府補助事業のため、参加者名簿として京都府へ提供する場合があります。

<お問合せ先> 中小企業支援部 洛南ビジネスサポートデスク TEL 075-611-7085